

岩倉市保育園入園選考基準指数表

児童番号 () 児童名 ()

番号	区分	保護者の状況		入園指数		保護者指数		
		細	目	就労予定		父	母	
1	就労	外勤	1日8時間以上かつ月20日以上就労を常態		7	10		
			1日8時間以上かつ月15日以上就労を常態		7	9		
			1日6時間以上8時間未満かつ月20日以上就労を常態		7	9		
			1日6時間以上8時間未満かつ月15日以上就労を常態		7	8		
			1日4時間以上6時間未満かつ月20日以上就労を常態		6	7		
			上記以外で月60時間以上就労を常態		6	6		
	就労	自営	居宅外で1日8時間以上就労を常態		10			
			居宅外で1日6時間以上8時間未満就労を常態		8			
			上記以外で月60時間以上就労を常態		6			
			居宅内で1日8時間以上就労を常態		9			
			居宅内で1日6時間以上8時間未満かつ月15日以上就労を常態		7			
			居宅内で1日4時間以上かつ月15日以上就労を常態		6			
	就労	内職	1日4時間以上かつ月60時間以上就労を常態		5			
農業		1日4時間以上かつ月60時間以上の農業に従事		5				
2	妊娠・出産	出産の前後で、休養を要するため保育ができない場合		7				
3	疾病・障害	入院	1月以上を要する場合で精神性、感染症等の疾病		10			
		居宅内	1月以上の常時病気で寝ている場合で疾病は入院と同様		10			
		通院	一般療養		6			
	心身障害者など	身体障害者手帳1級・2級又は、療育手帳A判定又は、精神障害者手帳1級		10				
身体障害者手帳3級又は、療育手帳B判定又は、精神障害者手帳2級		9						
身体障害者手帳4級～6級又は、療育手帳C判定又は、精神障害者手帳3級		7						
4	介護・看護	病院等付添	週4日以上付添（通所施設も含む。）		7			
		自宅療養	常時観察と介護を要する者（寝たきり状態）		8			
上記以外の場合			6					
5	災害復旧	災害の復旧に当たっている場合		10				
6	求職活動	月60時間以上就労希望		5				
7	就学	通学のため保育ができない場合		7				
8	虐待	虐待やDVのおそれがある場合		8				
9	育児休業取得時	在園児の継続利用		4				
10	その他	上記に掲げるもののほか、要保護家庭である等、緊急に保育が必要と認められる場合		8				
		上記に掲げるもののほか、保育が必要と認められる場合		6				
				平均				

調整指数

番号	状	況	指数	番号	状	況	指数	
11	生活保護世帯		+3	15	保育料等を滞納している場合		-5	
12	母子・父子世帯（死別、離婚、行方不明等）		+3	16	在園児の兄弟姉妹が、新規入園申込みの場合※		+2	
13	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い		+1	17	在園児で、転園希望園に兄弟姉妹が在園している場合		+2	
14	子どもが障害者手帳を持っている場合		+1	18	在園児で、転園希望の場合		+1	
							小計	

- 注
- ・ 指数の高い人から希望先が優先されます。
 - ・ 父母の指数の平均点と調整指数の合計で判定を行います。合計点が同点の場合は、保育園等に在園しているもしくは同時に新規入園の申込みをしている兄弟姉妹が多い方が優先されます。兄弟姉妹の人数が同じ場合、父母のいずれかが低いほうの指数を比較し、高い指数の方が優先されます。
 - ・ 調整指数で2区分以上に該当する場合は、当該項目ごとの指数を加算します。ただし、15～18は複数該当する場合でも一番高い指数のみ適用されます。
- ※ 在園児が1号認定の場合は、他の園の審査には適用されません。

合計	
----	--